

定期監査結果の概要（11月～1月実施）

1 監査対象部局

教育部

2 監査実施期間

平成29年11月1日から平成30年1月26日まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、平成29年4月1日から9月30日までに執行されたものを対象とした。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務

5 監査の結果

- (1) 伝票処理に関しては、適正に行われていた。
- (2) 契約事務に関しては、適正に行われていた。
- (3) 歳入調定及び収入事務に関しては、適正に行われていた。
- (4) 補助金等の交付事務に関しては、適正に行われていた。
- (5) 現金・備品管理に関しては、適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭等で改善の指示を行った。

6 監査の着眼点及び方法

着眼点（5項目）を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

- (1) 伝票処理が適正に行われているかに関しては、伝票の内容を確認した。
- (2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、契約内容を確認した。
- (3) 歳入調定及び収入事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、歳入調定票の内容を確認した。
- (4) 補助金等の交付事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、

一連の関係書類の内容を確認した。

(5) 現金・備品管理が適正に行われているかに関しては、現金・備品の管理状況及び備品管理票の内容を確認した。

7 その他主な意見

財務事務監査のほか、経営に係る事業管理の視点から抽出により、担当課から資料提供を受け、事務の執行等について説明を求めたが、今後検討を要すると思われる事項について、次のとおり意見を付すものとする。

社会環境や家庭環境の変化による教育課題の複雑化、困難化に伴い、時間外勤務、持ち帰り残業及び休日の部活動顧問など教職員の多忙化が全国的な問題となっている中、教育部の定期監査にあわせて実施した市内の公立幼稚園、小学校及び中学校を対象とした実地監査において、対象校（園）の教職員に実態を聴取したところ、本市においても同様の状況が見受けられた。

特に、学校現場において重要な役割を担う中間年齢層の不足による教職員の二極化や個別に支援を必要とする児童生徒の増加が教職員の負担増加の一因となっていると考えられる。

そのような中、現在、公立幼稚園での教職員の加配や小学校、中学校での教育支援助手の派遣及び運動部活動顧問の派遣など、本市教育委員会が教職員の負担軽減に向け、積極的に取り組んでいることは評価するところであるが、現状を鑑みると決して十分とは言えない状況である。このため、今後、人員補充による教職員の負担軽減に向け、鋭意努力されるよう要望する。

なお、国は平成28年6月に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告」を取りまとめ、教員の担うべき業務に専念できる環境の確保、部活動の大胆な負担軽減、長時間労働といった働き方の改善及び国、教育委員会の支援体制の強化を柱とする業務改善に向けた方策を提案していることから、これらの環境整備に早急に取り組まれるよう要望する。

また、平成29年4月に実施された「全国学力・学習状況調査」の結果を見ると、本市における国語及び算数、数学の正答率と学習意欲は、いずれも国及び県の平均値を下回っている状況であった。教育委員会では、有識者を交えた「秦野市全国学力・学習状況調査結果分析・活用検討委員会」を組織し、調査結果の分析と今後の教育施策の改善を図ることとしていることから、全国の先進事例を参考にするなどして、効果的な教育施策を実施し、学力の向上に着実に取り組まれることを要望する。

平成29年3月には、幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が改訂され、今後は、新たな要領に対応した指導体制の構築が求められることから、教職員の負担増加が懸念されるが、教育委員会と学校現場の連携及び情報共有を密にし、教職員の業務改善と児童生徒の学力向上が一体的に推進されるよう要望する。